

## 第22期第12回海区漁業調整委員会議事録

### 1 日時・場所

令和5年3月2日（木）午後1時30分～午後3時00分

秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

### 2 出席者

#### 委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、

鎌田 誠喜、工藤 義彦、伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦（出席10名）

#### 事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：阿部 浩樹

事務局：斎藤 和敬、藤田 英博、保坂 芽衣、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：長谷部 寛人、百瀬 夏実、三田村 学歩

山田 美沙登

### 3 議事事項

- (1) くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
- (2) すけとうだら日本海北部系群及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- (3) 小型機船底びき網漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）
- (4) 秋田海区漁業調整委員会個人情報保護に関する法律施行規程の制定について（協議）
- (4) その他
  - ① 海面における漁業権の一斉切替えについて
  - ② 試験操業の結果について

- ③ 秋田県沖洋上風力発電設置に係る経過状況等について
- ④ その他

#### 4 開会・あいさつ

##### ○事務局（斎藤）

それではご案内の時間になりましたので、ただいまより、第22期第12回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

出席委員10名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長から、ご挨拶をお願いします。

##### ○加藤会長

本日は全員ご出席いただきありがとうございます。3月に入りまして、全国から花便りが聞こえるなど、いよいよ春の訪れを感じております。秋田県内では昨日高校の卒業式が始まり、3年ぶりにマスク無しの卒業式になっております。いまの3年生は3年間友達の素顔を見ることも無かったと話している生徒もいましたが、晴れやかな卒業式に感動いたしました。

先月、新聞報道で青森県大間の漁協がマグロの漁獲報告をせず、漁業者から卸売業者を通して市場に流れたとの報道がありました。漁獲枠の割り当てについてはどこの都道府県もいろいろな思いがあると思いますが、秋田県の漁獲枠を超える量が流れたとの報道ですので、許されることではないと感じております。どこの都道府県もたくさんマグロを獲りたいという気持ちがあると思いますが、秋田県では少なくともルールを破るようなことがないようにお願いしたいと思います。

本日もいろいろ議題がございますが、議事進行にご協力のほどよろしく申し上げます。

##### ○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

#### 5 資料確認

（事務局が資料確認）

## 6 議事録署名委員選任

○加藤議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は大竹委員と杉本委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○大竹委員、杉本委員

はい。

## 7 議事

**議題1：くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について  
(諮問)**

○加藤議長

それでは議事に入ります。始めに諮問事項「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

議題1の「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」、事務局の高橋から説明させていただきます。資料1、1ページをご覧ください。

（諮問文音読）

3ページをご覧ください。農林水産大臣からの通知です。

前回の委員会にこの文書が間に合わなかったため、遅くなりましたが、今回の委員会での諮問となります。御了承下さい。

今回の変更は、残っている漁獲枠を直接譲受要望のあった鹿児島県へ譲渡することによる漁獲可能量の変更となります。

都道府県間の漁獲枠の融通については、都道府県間で協議が整った場合、水産庁の仲介がなくてもできることとなっております。

これに基づき、2ページのとおり知事管理漁獲可能量を変更します。告示案をご覧ください。

表の左が改正後、右が改正前です。変更部分には下線を引いております。

小型魚、大型魚ともに漁獲可能量から5トンずつ減らしており、表中1（1）小型魚は44.5トンから39.5トン、2（1）大型魚は38.7トンから33.7トンとしております。

表中（2）の知事管理区分に配分する数量は、漁獲可能量から県留保5%を除いた数量となるので、小型魚は42.2トンから37.5トンに、大型魚は36.7トンから32.0トンとしております。

これにより、県留保分を含めると、小型魚5.5トン、大型魚5.3トンが残枠となり、残りあと1ヵ月弱ですが、この量を超える漁獲はないと考えます。

また、この譲渡により小型魚、大型魚とも消化率8割以上となります。

諮問に対する説明は以上ですが、水産庁からは、譲渡によるメリットの他、最終的な枠に対する消化率が8割を超える県に対して、消化率メリットとして翌年度の枠に追加配分を行うと説明されておりますので、本県は、譲渡メリットと消化率メリット措置を受けられる対象となります。

しかし、各県に配分された漁獲枠を他県へ譲渡せず、自県で消化することが一番のメリットとなり、枠の増加に寄与することとなります。

本県では、この漁獲枠を各地区・漁法毎で分けて配分しておりますが、消化率の悪い地区があります。

一部の地区では、枠に達しないことを見込み、早期に「共通枠」としたところがある一方で、最後まで手放さず、最終的に残枠が多かった地区があり、翌年度は、このようなことがないように、難しいところはありますが、強く指導してまいりたいと考えております。

追加配分については、5月頃に通知がある予定です。その際、追加配分による漁獲可能量の変更手続きが必要となりますので、本委員会に諮問させていただきます。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○加藤議長

説明が終わりました。ただいまの諮問について、ご質問等はありませんでしょうか。

○伊藤委員

追加配分は5月頃ということでしたが、4月末まではどういう状態でしょうか。

○事務局（高橋）

5月頃に追加配分が決まってから、全体の配分枠が確定するので、そのときに各地区の配分枠を確定させたいと考えています。

○伊藤委員

4月に漁獲があった場合はどのようになりますか。くろまぐろの到来が早い予想もある。

○事務局（高橋）

今年度は4月に漁獲がなかったので、5月の追加配分を待って、全体の配分枠が確定してから各地区の配分枠を決める予定でしたが、配分の時期についてご相談させていただければと思います。

○加藤議長

当初配分は既に決まっていたと思うがどのようになっているのか。

○事務局（高橋）

当初配分は既に確定していますが、5月の追加配分を待ってからの地区配分を決める予定でしたので、当初配分に関して、地区への配分を行っておりません。

○工藤委員

枠持っていて手放さない地区はありましたか。

○事務局（高橋）

地区内で個人割りされている枠を手放さない事例はありましたが、地区全体でもう獲れないという地区は譲渡要望に応じていただけてます。

○工藤委員

個人枠でもう獲らないのであれば、枠を手放して欲しい。もし全体で獲れなければ、来年度の枠が減らされるのは目に見えている。なるべく獲らせるようにしてほしい。

○加藤議長

くろまぐろの枠はそういう仕組みであることを末端の漁業者にも理解してもらわないといけない。

○工藤委員

青森県の深浦では既にくろまぐろがあがっていると聞いている。漁業者としては早めに地区への配分が決まると大変助かる。

○事務局（高橋）

地区への配分の時期については別途相談させていただきたい。

○加藤議長

当初配分を先に配分するなど、柔軟な対応をお願いしたい。

○加藤議長

なければ、これで答申案を作成してもよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

事務局から答申案をお願いします。

答申案について事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

（答申案の読み上げ）

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

ありがとうございます。

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

## 議題2：すけとうだら日本海北部系群及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。

議題（2）、諮問事項「すけとうだら日本海北部系群及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」を議題と致します。事務局から説明を

お願いします。

○事務局（百瀬）

資料2をご覧ください。諮問文を読み上げます。

（諮問文音読）

すけとうだら日本海北部系群及びするめいかの令和5年4月1日から始まる次期管理期間の漁獲可能量についての知事からの諮問です。

3ページをご覧ください。農林水産大臣から知事への秋田県への漁獲可能量の配分通知です。

都道府県別漁獲可能量は、資源評価の結果を基に、過去の漁獲実績を基準として農林水産大臣が数量を定め、各都道府県別に通知されます。

すけとうだら日本海北部系群及びするめいかの知事管理漁獲可能量は、基本シェアがそれぞれ0.11%、0.05%となり上位80%に入らないことから、いずれも現行水準となっており、目安数量として、どちらも50トン未満と示されています。

本県の令和3年管理期間の漁獲量はスケトウダラが2.5トン、スルメイカは46トンとなっており、直近の漁獲状況では十分な目安数量と考えられます。なお、管理期間の途中ではありますが、令和4年管理期間の漁獲量は1月末でスケトウダラが2トン、スルメイカが28トンとなっています。

それでは、2ページをご覧ください。こちらが告示案となっています。

国からの配分量を秋田県すけとうだら日本海北部系群漁業、秋田県するめいか漁業に配分しております。

本県は数量配分ではなく、漁獲努力量を現行水準に維持する管理ですので、目安数量の漁獲量を超えたからといって、ペナルティ措置や直ちに操業を制限することはありませんが、漁獲量が目安数量を大きく超過する場合は、操業や目的採捕を自粛するなど、漁獲努力量を下げる措置を講じることになります。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

○加藤議長

ただいまの諮問についてご質問等がありますでしょうか。

○加藤議長

なければこの内容で答申してもよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いいたします。

事務局から答申案について説明をお願いします。

○事務局（高橋）

(答申案の読み上げ)

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

ありがとうございます。

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

### 議題3：小型機船びき網漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。

議題（3）報告事項「小型機船びき網漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準について」、事務局から説明願います。

○事務局（保坂）

資料3をご覧ください。

当日配付で2～4ページの差替えがあります。失礼しました。

訂正部分は、2ページの表の右から2番目、許可又は起業の認可をすべき漁業者⇒船舶等に訂正しています。3ページは訂正ありませんが4ページと連続しますので、併せて配付しています。4ページは1行目、労働に関する法令「の」⇒「に」に訂正しています。

事前送付資料1ページの秋田県知事からの諮問文を読み上げます。

(諮問文音読)

小型機船底びき網漁業、手繰第一種漁業の新規許認可のため、漁業法及び秋田県漁業調整規則に基づき、制限措置及び許可を申請すべき期間、そして許可者を決定するための基準を定める必要があります。

知事許可漁業は、小型機船底びき網漁業も含め、令和5年度に一斉更新となりますが、現許可期間において底びき許可が1件減っており、新規に漁業の許認可を受けたい者がいること、事前に地元底びき網漁業者団体の了解は得ていること等から募集を行うものです。

水産資源の状況ですが、ハタハタは資源が低迷していますが、底びき対象種のマダラやズワイガニの資源は良好であることから、1件の許可増は問題なしと考えます。

他にも新規の許可を受けたい者がいるとの情報もありますが、追加の募集については、許可船舶が増えることによる水産資源や漁業調整上の課題を整理した上で、一斉更新時に許可枠の上限を定め、公示することとします。

なお、今回申請いただくことは可能ですが、許可すべき数を上回る申請があった場合は、許可の基準により順位付けをし、今回は1件許可等を行うこととします。

また、複数の申請があり、新規許可を希望している者より優先順位が上となる者がでてきた場合、その者に許可することになり、新規許可を希望している者には許可できないこととなります。

当日配付の2ページをご覧ください。こちらが公示案となります。

1 制限措置の内容ですが、漁業種類の名称は、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）であり、操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、船舶の総トン数は、現行の許可の制限措置及び許可方針と同じです。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1、漁業を営む者の資格は、1 秋田県に住所を有する者、2 秋田県に漁船登録を有する総トン数15トン未満船舶の所有者又は使用者とします。

2 許可又は起業の認可をすべき期間は、令和5年3月10日から3月20日までとします。

この告示に係る許可又は起業の認可の有効期間は、許可又は認可の日から令和5年7月31日までの、現許可の満了日までとします。

差替え資料3ページと記載されたページをご覧ください。

許可又は認可の基準について、説明します。

公示した船舶の数を超えて申請があった場合は、許可の基準を定め、許可をする者を定めることとなっています。

許可等すべき船舶等の数を超えた場合には、表の（1）から（7）までの第1優先順位により許可等を行うこととします。

ただし、第1優先順位において、同順位である場合は、表真ん中の第2優先順位によ

り順位付けをして許可等をします。優先順位に係る基準日は公示日とします。

1 (1) から (7) まで簡単に説明します。

(1) は、許可の有効期間満了のための申請者で、更新時の適用となります。(2) 許可を受けている漁業者に雇われ、自立のために申請した者です。(3) は県が実施する漁業研修に参加し、終了した者です。(4) は過去に許可を受けており、やむを得ない理由により現在許可を受けておらず、申請する者です。(5) は、他の漁業に従事している者、(6) は漁業従事者、(7) は漁業関係団体から推薦を受けた者としています。いずれも、証明書等により確認ができる場合とします。

2 ですが、過去5年間に、漁業に関する法令及び労働に関する法令に係る違反があった場合は、その違反の程度により、第1優先順位を下げることにします。なお、下がった順位内での第2優先順位は、最も低い順位とします。

3 は、1 及び2 の規定によっても同順位の場合は、公正な方法によるくじで許可等する者を定めることにします。

いずれ、これまで若い漁業者がやる気があっても許可がもらえない、又は長期間許可があっても使用していないなど、課題に対応した優先順位としております。

この基準については、公示予定の3月10日から施行することとします。

説明は以上です。

○加藤議長

ただ今の説明について、ご質問等がありますでしょうか。

○三浦委員

直した部分についてごもっともだと感じたところですが、これらの部分は新しい漁業法の下で指針されたものでしょうか。

○事務局（保坂）

改正された漁業法によって許可の基準を定めなければならないこととなりました。ただし、基準については各都道府県で実態に応じて決めることになっています。

○加藤議長

申請に手をあげそうな人がいて、漁業者間でも話をしている方がいるとのことでしたが、他にも手をあげる可能性があるとのことでしょうか。

○事務局（保坂）

今回は1件の募集になっていますが、複数人の申請もあり得ないことではないという状況です。もし、複数人からの申請があれば、次の一斉更新時に隻数を増やしての許可も検討していく予定です。

○加藤議長

まず今回は1隻のみ許可をするということですね。

○事務局（保坂）

はい。

○加藤議長

ほかに質問はありますでしょうか。

この内容で答申してもよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いいたします。

事務局から答申案について説明をお願いします。

○事務局（高橋）

（答申案の読み上げ）

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

ありがとうございます。

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

#### 議題4：秋田海区漁業調整委員会個人情報保護に関する法律施行規程の制定について （協議）

○加藤議長

議題（4）、協議事項「秋田海区漁業調整委員会個人情報保護に関する法律施行規程の制定について」事務局から説明を願います。

○事務局（藤田）

事務局の藤田です。

それでは、個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について説明いたします。座って失礼いたします。

説明資料は資料4-1から4-4となります。

前々回、第10回委員会において、個人情報保護法が改正され、改正法に則した県の条例が新たに制定されることに伴い、本委員会における個人情報保護に関する規程についても新たに制定する必要が生じたことをお伝えしたところです。

概要について、資料により説明させていただきますので、資料4-3をご覧ください。県の担当部門（広報広聴課）が作成した新条例の説明資料になります。

1の概要に、「個人情報保護法の改正によって、各機関で根拠法令が異なっていた個人情報保護制度が改正法の下に一元化されることになったこと」「それを受けて現行条例を廃止し、改正法において条例による規定が必要とされた事項等を定める新たな条例の制定を行うこととすること」が記載されております。

資料の中ほど、左側に「個人情報保護制度の見直し」という図がありますが、個人情報の取扱いについて個人情報保護法の改正前は、国や地方、民間、それぞれ根拠法や条例が異なっていたものが、改正後は「個人情報保護法」に統合されたことがご確認いただけたと思います。

改正法によって、条例による規定が必要とされた事項等については、資料裏面2の施行条例等の主な規定内容に記載されておりますが、新たに制定される「個人情報の保護に関する法律施行条例」においては、「個人情報取扱事務登録簿」「開示決定等の期限」「開示請求に係る費用の負担」「行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料」の4項目を規定することになっております。

このうちの「開示請求に係る費用の負担」が本委員会の新しい規程に関連するものとなりますので、ご確認いただきたいと思いますが、「文書の写し等の交付に係る費用（コピー代等）は、現行条例と同様、開示請求者の負担とする」という規程となっております。

これらの項目を盛り込んだ新たな条例案については、現在2月議会に提出されており、可決された場合には4月1日から施行されることとなっております。参考として資料4-4として添付しております。

法改正や新条例の制定を踏まえ、本委員会で制定する新たな規程についてですが、こ

のたび県の担当部門から規程の例が示され、それに基づいて規程の案を作成したところ  
です。資料4-1をご覧ください。

1枚目には制定理由などについて記載しております。

かいつまんで説明しますと、「個人情報の保護に関する法律の一部改正により、保有  
する個人情報が記録されている文書等の写しの交付等の費用の納付について定める必要  
があるため、新たな規程を制定し、費用の納付について定める」という理由となってお  
ります。

「費用の納付」については、2の内容(2)に記載しております。

条例第5条――ここでいう条例は資料4-4の新条例ですが、先ほど説明しました  
とおり個人情報の開示請求に係る費用は、開示請求者の負担とするといった規定となっ  
ています――に規定する費用について、文書又は図面の写しの交付にあたっては交付  
を受けるとき、電氣的記録の開示にあたっては開示を受けるときに納めると規定する内  
容となっております。

新しい規程の施行期日等についてですが、施行日は令和5年4月1日とし、新規程の  
施行に伴い現行の規程については廃止することとしています。

こうした制定理由等を踏まえて作成したのが資料の2枚目「秋田海区漁業調整委員会  
個人情報の保護に関する法律施行規程（案）」です。

費用の納付についての規定は、第2条となっております。

参考資料として現行の規程を資料4-2に添付しておりますが、現行の規程では第1  
2条に費用の納付について規定されております。

それ以外の規定については、改正法や新条例に統合されているため、新しい規程は全  
部で3条と非常にシンプルなものとなっております。

この案でよろしければ、新条例の可決後に県公報に登載し、4月1日に施行されるこ  
とになります。

雑ぱくな説明となりましたが、新しい規程案についての説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

いままでに開示請求を秋田海区漁業調整委員会にされた事例はありますか。

○事務局（藤田）

これまでにそういった事例はありません。

○加藤議長

他に質問はありますでしょうか。

よろしければ、次に移ります。

## 議題5：その他

### ①海面における漁業権の一斉切替えについて

○加藤議長

それでは、議題（4）の「その他」に移ります。

初めに、①の「海面における漁業権の一斉切替えについて」、事務局から説明してください。

○事務局（保坂）

資料5をご覧ください。

前回の委員会で、一斉切替えの考え方とスケジュール等について説明をし、御意見等いただきありがとうございました。

2月10日に漁業権者や漁協、市町村等を対象とした説明会を開催しましたので、その資料を配付いたしました。資料の内容については説明しませんが、前回の御意見等を踏まえて修正し、説明いたしました。

なお、来週以降、漁協及び漁業権者とのヒアリングを行うこととしております。

説明は以上です。

○加藤議長

ただ今の説明について、ご質問等がありますか。

4ページに書いてある配付予定の資料は今日配られた資料とは異なるのでしょうか。

○事務局（保坂）

申請様式集を作成しまして、令和5年2月27日付けで各漁協、漁業権者の方に送付いたしております。

○加藤議長

ほかにありますでしょうか。

よろしければ、次に移ります。

## ②試験操業の結果について

○加藤議長

それでは、次の②の「試験操業の結果について」事務局から説明してください。

○事務局（保坂）

資料5-2（当日配付）をご覧ください。

前回、たら刺し網漁業の試験操業について報告しましたが、結果概要を整理しましたので、報告いたします。

1 目的のとおり、漁業時期の前倒しによるマダラの資源状況と他漁業との競合調整についての検証ということで実施しました。

2 試験操業した漁業は、たら刺し網漁業で、男鹿北部海域において、1月25日からの操業のところ、10日前倒しし、1月15日から24日までを試験操業として実施しました。なお、操業区域や条件は、現行の許可と同じです。

3 試験操業許可の状況ですが、被許可者は、秋田県漁業協同組合で、男鹿北部地区のたら刺し網漁業被許可者を中心に、12人が従事することとしました。

4 結果ですが、水揚げ日数は延べ4日で、7隻が水揚げし、漁獲量は約600kg（46～170kg/隻）で、漁獲金額は30万円程度となっております。前倒しにより、成熟状況が良いマダラが漁獲されたとのことですが、他県での漁獲が好調であり、加工用に出荷されたとのことです。なお、他漁業との問題はありませんでした。

今後の実施については、改めて検討して参ります。

説明は以上です。

○加藤議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○工藤委員

前倒ししても4日しかできなかったとのことですが、もうすこしやるとすれば前倒し期間を延ばすことはできないでしょうか。そうすると他の漁業との調整が必要になるのでしょうか。

○事務局（保坂）

他の漁業との調整もありますが、男鹿北部地区では1月15日までハタハタの漁業権の行使期間になっております。15日の1日だけ重複しますが、そこに配慮して15日からとしたものです。

○加藤議長

他にありますでしょうか。

よろしければ、次に移ります。

### ③ 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○議長

それでは、次の③の「秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について」事務局から説明してください。

○事務局（高橋）

洋上風力発電関係について報告します。今回資料はありません。

前回の委員会からの進捗状況ですが、事業者公募中の「八峰町及び能代市沖」と「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」について、2月14日に事業者向けの説明会が開催され、協議会に参画する漁協や漁業者、自治体等から事業者に配慮して欲しいこと等が説明されました。

説明は以上です。

○加藤議長

ただいまの説明について、ご質問等ありますでしょうか。

○加藤議長

他に質問がなければ、次に移りたいと思います。

### ④その他

○加藤議長

委員の皆様からなにかありますでしょうか。

事務局からはなにかありますでしょうか。

なければ次に移りたいと思います。

## 8 その他

### ○加藤議長

続きまして、次第の4の「その他」ですが、委員の皆さん、事務局から事務的な連絡など何かありますか？

### ○委員

(発言なし)

### ○事務局

[次の海区漁業調整委員会の開催について]

それでは、事務局から事務連絡を致します。

今回の委員会が、今年度最後の委員会となりますので、次年度の委員会についてご連絡いたします。

ここ3年間は、新型コロナの影響で、全国会議や他県での会議が、ほぼ中止され、開催されたとしてもWEB会議や書面決議でしたが、最近は、だいぶ行動などの規制が緩和され、徐々に対面での会議が開催されるようになってきております。

加藤会長には、毎年、全漁調連の総会やブロック会議、大竹委員には、広域漁業調整委員会に参加頂いておりますが、新年度からは、全て対面で開催される模様です。

また、秋田・山形・新潟の3海区連絡協議会や、秋田・山形入会協議会は、3年間書面開催となっておりますが、新年度は、対面での開催予定で、会長はじめ、山形県境と接する地区の齊藤委員ほか、数名の委員にも出席していただくこととなり、来年度はコロナ前の委員会活動と同様なスタイルとなると思います。

これに加え、作業が遅れていますが、知事許可漁業の一斉更新、そして漁業権の一斉切替えにかかる現地調査、公聴会等の様々なイベントが目白押しとなっております。

委員の皆様には多忙とは存じますが、来年度も引き続き、委員会運営にご協力をお願いいたします。

事務局からは、以上です。

## 9 閉会

### ○加藤議長

他になければ、これで第22期第12回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了